

電気工事業の開始通知（みなし通知） 手続について（新規）

1 通知に必要な書類について

- ① 電気工事業開始通知書
- ② 誓約書
- ③ 備付器具調書
- ④ 標識仕様書
- ⑤ 住民票抄本原本 …… 申請者が個人の場合
登記事項証明書原本 …… 申請者が法人の場合
- ⑥ 建設業許可通知書の写し
- ⑦ 第一種電気工事士免状等

- ① 申請者本人が自筆で署名すれば、個人認印・法人代表者印は不要です。
- ② 住民票・登記事項証明書は原本で、申請3ヶ月以内のもので。
- ③ 自家用電気工事ができる方が必要です。

2 通知等の要件について

- (1) 事業者、法人役員及び主任電気工事士が拒否要件に該当しないこと。
電気工事業法、電気工事士法及び電気用品安全法に違反したことがない等。
- (2) 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること。
電気工事が適正に行われたどうかを検査する等のために必要な器具（①～⑦）を営業所に備え付けなければなりません。

- ① 絶縁抵抗計
 - ② 接地抵抗計
 - ③ 抵抗及び交流電圧を測定できる回路計
 - ④ 低圧検電器
 - ⑤ 高圧検電器
 - ⑥ 継電器試験装置
 - ⑦ 絶縁耐力試験装置
- } 借用・計測依頼等に対応することもできます。